

監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年1月13日

神奈川県監査委員	真島	審一
同	高岡	香
同	太田	眞晴
同	古沢	時衛
同	岩本	一夫

第1 監査の種別及び実施箇所数

随時監査を本庁機関1箇所及び出先機関10箇所の計11箇所について実施した。

第2 監査実施期間

平成26年9月22日から同年12月9日まで

第3 監査の結果

1 補完的財務監査

平成25年度の財務に関する事務の執行について、定期監査において指摘が認められ、その後の対応等を補完的に調査した次の出先機関5箇所では、監査の結果、1箇所において不適切事項又は要改善事項が認められた。

(1) 不適切事項又は要改善事項が認められた監査実施箇所（1箇所）

< 教育委員会 >

監査実施箇所名	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立図書館	平成26年11月17日（平成26年9月10日職員調査）	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理保存して一般県民の利用に供し、教養、調査研究、レクリエーション等に資するための事業を行っている。	（不適切事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 支出事務において、委託費によるデザイン報酬1件（60,000円）の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税（6,126円）を源泉徴収していなかった。 2 庶務事務において、非常勤職員の通勤手当の算定に誤りがあり、12件、20,400円が支給不足であった。

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった監査実施箇所（4箇所）

監査実施箇所名
神奈川県総合防災センター、神奈川県立総合療育相談センター、神奈川県西土木事務所小田原土木センター、神奈川県立相模向陽館高等学校

2 年度末財務監査

平成25年度の財務に関する事務の執行について、定期監査実施後の年度末の執行状況を調査した次の出先機関5箇所では、監査の結果、不適切事項及び要改善事項が認められなかった。

不適切事項及び要改善事項が認められなかった監査実施箇所（5箇所）

監査実施箇所名
神奈川県湘南地域県政総合センター、神奈川県水産技術センター、神奈川県産業技術センター、神奈川県横須賀土木事務所、神奈川県平塚土木事務所

3 臨時財務監査

社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団の監査において、同事業団の指定管理業務等を所管する県立病院課に状況を確認する必要があると認められた事務の執行について、同課に対し監査を実施した結果、不適切事項又は要改善事項が認められた。

不適切事項又は要改善事項が認められた監査実施箇所（1箇所）

< 保健福祉局 >  
本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
保健医療部 県立病院課	平成26年12月 9日（平成26 年11月25日職 員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、平成25年4月30日付け会計局長通知に基づく現物照合に当たり、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団に無償貸付けしている県所有の物品のうち、63点（帳簿価額計56,351,582円）について台帳と現物の数に差があったことを把握していたにもかかわらず、全て現物照合ができたものとして保健福祉局総務室に報告していた。 （要改善事項） 契約事務において、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団（以下「事業団」という。）との神奈川県総合リハビリテーションセンター手数料徴収事務委託契約（以下「本件委託契約」という。）の締結に当たり、契約内容と異なる記載が契約書にあった。

診断書交付等の手数料徴収事務は、神奈川県総合リハビリテーションセンターの管理に関する基本協定書により、事業団が行う指定管理業務として位置付けられていることから、徴収事務を行うための手数料については本件委託契約による支払を行っていない。

しかしながら、契約更改の際、定型的な契約書見本を参照して本件委託契約書を作成していた中で、当該委託料は指定管理料において措置されることから、本来手数料は要しないと記載すべきところ、手数料を支払う旨の記載としてしまったため、双方が合意した契約内容が本件委託契約書に適切に反映されておらず、地方自治法第234条第5項に定める普通地方公共団体が締結する契約書が作成されていたとはいえ、契約が未確定の状態となっていた。

したがって、その契約内容が当該契約書に適切に反映されるよう見直す必要がある。